独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の公表について

「特殊法人等整理合理化計画」（平成１３年１２月１９日閣議決定）、「公務員制度改革大綱」（平成１３年１２月２５日閣議決定）及び「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」（平成１４年４月２６日閣議決定）に基づき、次のとおり公表します。

法人名：大学共同利用機関法人情報・システム研究機構

令和５年１０月１日現在

役職	氏名	就任年月日	経歴
機構長	喜連川　優	令和 5 年 4 月 1 日	昭和５８年　４月　東京大学生産技術研究所講師 昭和５９年　５月　東京大学生産技術研究所助教授 平成　９年　７月　東京大学生産技術研究所附属概念情報工学研究センター教授 平成１０年　４月　東京大学生産技術研究所附属概念情報工学研究センター長兼務 平成１５年　４月　東京大学生産技術研究所附属戦略情報融合国際研究センター長兼務 平成２５年　４月　情報・システム研究機構国立情報学研究所長 平成２５年　４月　情報・システム研究機構国立情報学研究所サイバーフィジカル情報学国際研究センター長兼務 平成２８年　２月　情報・システム研究機構国立情報学研究所金融スマートデータセンター長兼務 平成３０年　４月　情報・システム研究機構国立情報学研究所ロバストインテリジェンス・ソーシャルテクノロジー研究センター長兼務 平成３１年　４月　情報・システム研究機構理事 令和　５年　４月　情報・システム研究機構長
理事	椿　広計	平成 31 年 4 月 1 日	昭和５７年　４月　東京大学工学部計数工学科助手 昭和６２年　４月　慶應義塾大学理工学部数理学科専任講師

			平成　５年　８月　慶應義塾大学臨時施設 Mega Study データセンター所長兼務 平成　９年　４月　筑波大学社会工学系大学院経営・政策科学研究科助教授 平成１２年　９月　筑波大学社会工学系大学院経営・政策科学研究科教授 平成１６年　４月　筑波大学大学院ビジネス科学研究科経営システム科学専攻長兼務 平成１８年　９月　筑波大学大学院ビジネス科学研究科国際経営プロフェッショナル専攻長兼務 平成１９年１２月　情報・システム研究機構統計数理研究所データ科学研究系教授 平成１９年１２月　情報・システム研究機構統計数理研究所リスク解析戦略研究センター長兼務 平成２２年　４月　情報・システム研究機構統計数理研究所副所長兼務 平成２４年１２月　情報・システム研究機構統計数理研究所データ科学研究系教授（平成２７年３月３１日まで） 平成２５年　４月　情報・システム研究機構統計数理研究所副所長兼務 平成２７年　４月　統計センター理事長（平成３１年３月３１日まで） 平成３１年　４月　情報・システム研究機構理事 平成３１年　４月　情報・システム研究機構統計数理研究所長
理事	中村　卓司	令和 5 年 4 月 1 日	昭和６１年　４月　三菱電機株式会社通信機製作所入社 平成 元年　４月　京都大学超高層電波研究センター助手 平成１０年　６月　京都大学超高層電波研究センター助教授 平成１２年　４月　京都大学宙空電波科学研究センター助教授 平成１６年　４月　京都大学生存圏研究所助教授 平成２１年　４月　情報・システム研究機構国立極地研究所研究教育系教授 平成２４年　４月　情報・システム研究機構国立極地研究所副所長兼務 平成２９年１０月　情報・システム研究機構国立極地研究所長 令和　５年　４月　情報・システム研究機構理事
理事	小酒井　克也	令和 5 年 4 月 1 日	昭和６３年　４月　群馬大学採用

			平成　４年１０月　文部省 平成１６年　４月　日本学術振興会総務部企画課長 平成１８年　４月　文部科学省研究振興局情報課学術基盤整備室補佐 平成２０年　４月　文部科学省研究振興局基礎基盤研究課量子放射線研究推進室加速器科学専門官 平成２２年　４月　文部科学省研究振興局振興企画課学術企画室補佐 平成２３年　４月　文部科学省研究振興局学術機関課補佐 平成２６年　４月　東京農工大学財務部長 平成２８年　１月　文部科学省研究開発局海洋地球課極域科学企画官 平成３１年　４月　東京大学本部研究推進部長 令和　３年　４月　京都工芸繊維大学理事・事務局長 令和　５年　４月　情報・システム研究機構 理事・事務局長

「特殊法人等整理合理化計画」（平成 13 年 12 月 19 日閣議決定）Ⅲ－４－（２）（抄）

ニ　各独立行政法人等（独立行政法人等情報公開法の対象法人）の役員について、当該法人は、退職公務員及び独立行政法人等の退職者の状況を公表するとともに、その子会社及び一定規模以上の委託先の役員について、退職公務員及び当該独立行政法人等の退職者の状況を把握し、公表するよう努める。内閣は、公表されたものをとりまとめる。

「公務員制度改革大綱」（平成 13 年 12 月 25 日閣議決定）Ⅱ－３－（２）－⑥（抄）

ア　各独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）の対象法人）の役員について、当該法人は、退職公務員及び独立行政法人等の退職者の状況を公表するとともに、その子会社及び一定規模以上の委託先の役員について、退職公務員及び当該独立行政法人等の退職者の状況を把握し、公表するよう努める。内閣は、公表されたものをとりまとめる。

「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」（平成 14 年４月 26 日閣議決定）６（抄）

(4)　法人は、その役員に就いている退職公務員の状況を公表するとともに、その子会社又は一定規模以上の委託先の役員に就いている退職公務員及び当該法人の退職者の状況を把握し、公表するよう努めていること。